

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年2月9日

南三陸町監査委員 横山 孝明

南三陸町監査委員 及川 幸子

(別紙)

1 はじめに

本監査は、南三陸町が補助金等の財政的援助を与えているもの及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 横山 孝明

南三陸町監査委員 及川 幸子

3 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

4 監査の対象

(1) 補助金

次の団体等に対し令和4年度に交付した補助金に関し、町の所管課等が行った事務及び財政援助団体等が行った出納関係事務等

財政援助団体等	補助金の名称
(株) 南三陸さんさんマルシェ	地域おこし協力隊受入事業者補助金
(株) アズ企画設計	志津川高校寮建設補助金
個人	住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金
(一社) 南三陸町観光協会	南三陸311メモリアル開館準備事業費補助金
(一社) 南三陸町観光協会	南三陸町観光振興対策事業費補助金
個人	南三陸町東日本大震災に係る被災者住宅再建支援事業補助金

※略称について

(株) …株式会社、(一社) …一般社団法人

(2) 公の施設の指定管理者

次の団体に対し令和4年度に支出した公の施設の指定管理料等に関し、町の所管課が行った事務及び当該団体が行った指定管理業務に係る出納関係事務等

指定管理者	管理施設	所管課
セントラルスポーツ（株）・ （株）オーエンス共同企業体	南三陸町スポーツ 交流村	教育委員会事務局

## 5 監査の着眼点

- (1) 補助金交付事務所管課等
  - ① 事務処理は法令等に適合しているか
  - ② 補助金交付要綱等は整備されているか
  - ③ 補助金額の算定、交付決定、交付時期、手続等は適正か
  - ④ 補助金交付の目的及び対象事業の内容は明確か
- (2) 財政援助団体等
  - ① 補助金の請求、受領は適正に行われているか
  - ② 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か
  - ③ 事業は計画及び交付条件に従って実施されているか
- (3) 公の施設の指定管理業務所管課
  - ① 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか
  - ② 管理に関する経費の算定、手続等は適正か
  - ③ 指定管理者に適時に報告を求め、又は指示しているか
- (4) 公の施設の指定管理者
  - ① 施設は、適正に管理されているか
  - ② 協定等に基づく業務の履行は適正か
  - ③ 管理業務に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か

## 6 監査の実施内容

- (1) 監査の期間
 

令和5年12月27日（水）～令和6年2月8日（木）
- (2) 監査対象課等
 

企画課、環境対策課、商工観光課、建設課、教育委員会事務局
- (3) 監査の方法
 

関係書類に基づいて、一連の事務手続について調査を実施した。  
また、関係職員及び関係団体から事務処理状況並びに業務執行状況等について聴き取りを実施した。

## 7 監査の結果

補助金の交付事務所管課において、一部、補助金交付の根拠となる事業の実施から額の確定にいたる手続が明確であるとは言い難い事務が認められ、さ

らに概算払に係る決定手続として意思決定がなされていないものも確認した。

これらについては、当該補助金所管課等の所属長から意見を聴き取った上で、指摘し、今後においては、然るべき対処されたい旨を伝えた。

公の施設の指定管理業務の所管課において行われた事務及び当該施設の指定管理者が実施した管理業務等に関して監査を実施した。その結果、書類の管理及び施設の管理については、おおむね良好であることが確認された。

## 8 結び

町が補助金等の財政的援助をしている団体及び公の施設の指定管理を行わせている団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務が目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査を実施した。

全体的には、おおむね適正な事務処理内容であったが、多少事務処理の改善が必要なところも見受けられた。

今後においても、なお一層の補助金交付事務の適正化に取り組まれることを期待し、結びとする。